

- 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の更なる適用拡大に係る事務の取扱いについて（令和4年3月18日付保保発0318第1号・年管管発0318第1号厚生労働省保険局保険課長及び年金局事業管理課長通知）

## 新 旧 対 照 表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準等の概要</p> <p>1 (略)</p> <p>2 短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準            (1)～(3) (略)            (4) 以下のいずれかの適用事業所に使用されていること            ア 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）附則第17条第12項及び第46条第12項に規定する特定適用事業所（以下「特定適用事業所」という。）            イ 特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。）のうち、労使合意により、事業主が適用拡大を行う旨の申出を行った事業所（以下「任意特定適用事業所」という。）            ウ 国又は地方公共団体の適用事業所 <u>(注)</u>  <u>(注) 国又は地方公共団体等（一部の独立行政法人等を含む。以下「国等」という。）に勤務する短時間労働者に対しては、令和4年10月1日以後、国家公務員・地方公務員共済組合制度の短期給付・福祉事業が適用されることから、国等の適用事業所については健康保険に係る徴収、給付は行わない。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p>	<p>第1 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準等の概要</p> <p>1 (略)</p> <p>2 短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準            (1)～(3) (略)            (4) 以下のいずれかの適用事業所に使用されていること            ア 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）附則第17条第12項及び第46条第12項に規定する特定適用事業所（以下「特定適用事業所」という。）            イ 特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。）のうち、労使合意により、事業主が適用拡大を行う旨の申出を行った事業所（以下「任意特定適用事業所」という。）            ウ 国又は地方公共団体の適用事業所</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p>